

指定統計調査の承認等の状況

(平成21年 1 月分)

指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称	申請者	主な承認事項	承認月日
学校保健統計調査（統計法第7条第2項）	文部科学大臣	承認事項の変更 1 学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）が平成21年4月1日から施行されることに伴い、承認事項に引用する法律名称「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。 2 統計法（平成19年法律第53号）が平成21年4月1日から完全施行されることに伴い、調査結果の公表方法にインターネットの利用を加える。 等	H21.1.6
学校基本調査（統計法第7条第2項）	文部科学大臣	承認事項の変更 1 統計法（平成19年法律第53号）が平成21年4月1日から完全施行されることに伴い、調査結果の公表方法にインターネットの利用を加える。 2 学校保健法等の一部を改正する法律（平成19年法律第53号）が平成21年4月1日から施行されることに伴い、承認事項別添様式（調査票様式）の様式番号を、改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に列記する学校の順序に併せる。 3 統計利用者の利便に資する観点から、都道府県別外国人児童生徒数、高等学校等の専攻科・別科の小学科数及び小学科別生徒数について集計し、公表する。 等	H21.1.8